

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（352））
2. 日時：令和2年8月18日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、
服部主任安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 山本執行役員 電源事業本部 部長（原子力安全技術）他12名 ※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、7月3日及び7月31日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波による損傷の防止 とりまとめ資料について】

- 浸水防護設備として登録する設備の名称及び数量を整理して説明すること。
- とりまとめ資料の作成において、先行サイトの記載内容との十分な対比を行い、必要な内容は網羅的に記載すること、その上で内容を削除又は変更する場合はその根拠が明確となるように記載すること、審査ガイドとの対応が明確となるように記載すること、図表との対応を明確にして説明性を向上させた記載とすること等に留意すること。

- (3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし